

産業建設委員会 資料1-1 令和7年5月12日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課	総務政策委員協議会 資料1-1 令和7年5月12日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課
---	---

伊勢市の宿泊税導入について

1. パブリックコメントに関する概要

- (1) 意見募集期間 令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）
- (2) 周知方法
市公告、市ホームページ、市公式LINE、市行政チャンネル文字放送で周知し、閲覧資料は宿泊税に関する資料と合わせ市ホームページへ掲載するとともに、閲覧場所に据え置いた。
- (3) 閲覧場所
市内20箇所
- (4) 提出者数 23名（窓口3名、オンライン回答17名、メール3名）、意見数 46件
- (5) パブリックコメントの結果
詳細については後日市ホームページに掲載

①税制度に関する意見

【意見】

- ・宿泊税を導入することは良い事だと思う。金額は500円でも安いと思うが、金額を見直してはどうかと思う。
- ・一律定額200円は宿泊料金の安い施設ほど負担感が増えるため公平性に欠けるのではないか。
- ・日帰り観光客ではなく宿泊客のみを対象とする制度は公平性に欠けるのではないか。
- ・インバウンドは税額を分けても良いのではないか。

【市の考え方】

- ・税額は検討委員会において実施したアンケートや先行自治体の例を参考に一律定額200円が適正と考えています。今後、社会情勢等の大きな変化によっては、見直しを検討する必要があると考えています。
- ・税の三原則である「公平・中立・簡素」から水平的な公平性と特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から一律定額で免税点は設けず、宿泊客にもわかりやすい簡素な制度設計とすることが望ましいと考えています。
- ・宿泊税は課税客体を適切に把握することが可能であることや宿泊客は一定程度の行政サービスを受用することから、安定的な観光振興のための独自の自主財源として宿泊税が妥当であると考えています。
- ・応益負担の考えから国籍等によって区別することは考えておりません。

②特別徴収事務や負担軽減に関する意見

【意見】

- ・徴収事務においては宿泊事業者の事務負担が大きい。
- ・インターネットのみで予約、決済等を行うOTAや旅行者からの徴収を図る方法が望ましいのではないか。

【市の考え方】

- ・特別徴収義務者による徴収方法は現地徴収や事前決済において宿泊料金と併せての徴収等、実効性の高い手法で徴収いただきたいと考えております。また、宿泊税の導入に伴うシステム改修等に必要な経費についての支援を検討します。
- ・インターネットのみで予約、決済等を行うOTAや旅行者を特別徴収義務者とする事は難しく、宿泊税を導入している先行自治体と同様に宿泊事業者を特別徴収義務者とすることが望ましいと考えております。

③目的・使途に関する意見

【意見】

- ・使途を更にわかりやすくするとともに効果を検証する体制が必要ではないか。
- ・住みやすい環境を作るためにも観光客からの協力も必要ではないか。
- ・今後の伊勢市のことを考えると、当然導入すべきと思います。

【市の考え方】

- ・使途については、現時点の事業例として掲載しておりますが、変化するニーズに適切に対応できるよう、年度ごとに予算化してまいります。また、宿泊事業者等の意見が反映できるよう、事業提案による事業化も検討してまいります。
- ・使途の検討や効果検証は行政関係者だけではなく宿泊事業者をはじめ外部の関係者も含めて実施するとともに、市議会等へお示しする必要があると考えています。
- ・安定的な観光振興のため市民による税負担だけではなく、市の行政サービスを一定程度享受しているという応益負担を前提に宿泊者に対してご負担をお願いする考えです。
- ・今後観光客の増加を見込んでおり、更なる観光施策を行っていくためにも新たな観光財源が必要と考えています。

④検討経緯や手法に関する意見

【意見】

- ・検討委員会には一部事業者のみが参加しており、偏った意見となっているのではないか。
- ・観光客全体の利便性向上を目的とするなら宿泊客だけでなく、日帰りを含めた訪問者への入域に対する行為として課税してはどうか。

- ・伊勢神宮にお参りする方々は『感謝する』ためにお参りされることを旨とされてきました。その参拝者から他の自治体がほとんど施行していない宿泊税を率先して賦課することはあってはならないと考えます。

【市の考え方】

- ・検討委員会は有識者、宿泊事業者（伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合）、観光事業者団体等 10 名の委員による「検討委員会」を組織して検討を進め、使途や税制度等について取りまとめ、市へ答申をいただきました。さらに市民や利害関係者等からのご意見を伺うためパブリックコメントを実施したところです。
- ・入域行為に対する課税は、入域が限定できる環境が整っている場合に有効ですが、入域場所を設けて課税客体を捕捉することは困難であり、妥当ではないと考えております。
- ・伊勢市が今後も観光客へのおもてなしを続けていくためにも、新たな財源を活用し、受け入れ環境の整備を進める必要があると考えています。

2. 事業者説明会に関する概要

(1) 日時 令和 7 年 4 月 16 日（水） 13：00～14：30

(2) 場所 生涯学習センター（いせトピア）研修室 1・2

(3) 出席者 宿泊施設等 33 名（30 事業者）

※市内の旅館業法に基づく旅館等の許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設に対し郵送にて説明会開催の案内を送付

(4) 説明資料・内容等

パブリックコメント閲覧資料「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」及び参考資料「答申書の写し」にて説明し、「宿泊税導入に伴うシステム整備についてのアンケート」を依頼した。なお、説明会の詳細は後日市ホームページに掲載

(5) 事業者説明会の概要

①税制度に関する質問・意見

【質問・意見】

- ・安価な施設が他と同じ税額なのは不公平。一律定額ではなく定率が適切ではないか。
- ・長期滞在者は 200 円といえども負担が大きい。税額を割引する考えはあるか。
- ・免税点、課税免除を設けない理由は。

【説明の概要】

- ・税額は検討委員会において実施したアンケートや先行自治体の例を参考に一律定額 200 円が適正と考えています。税の三原則である「公平・中立・簡素」から水平的な公平性と特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から一律定額で免税点等は設けず、簡素な制度設計とすることが望ましいと考えています。

②特別徴収義務に関する事務や負担軽減に関する意見

【質問・意見】

- ・周知のために自社ホームページを改修する必要があるが、改修経費の補助はあるのか。
- ・事前決済も多いが、宿泊税は現地での徴収のみなのか。宿泊税のみ現地徴収することは手間となり、お客様の理解も得られにくい。
- ・罰則の重さは妥当なのか。
- ・宿泊税の導入について旅行業者等に知らせるなど、観光客向けに周知してほしい。

【説明の概要】

- ・事前の周知、事務負担の軽減やシステム改修等の必要な支援策については、ご意見や他自治体の運用例を参考に検討します。
- ・特別徴収義務者として宿泊事業者を想定していることを説明。徴収方法は現地徴収に限らず事前決済時に宿泊料金と併せての徴収方法等、実効性の高い手法で実施いただきたいことを説明。今後、他自治体の最新事例等も情報提供します。
- ・帳簿を隠したり、申告をしなかったときのための罰則規定と考えています。内容については地方税法や先進自治体、近隣自治体の例も参考にしています。

③目的・使途に関する質問・意見

【質問・意見】

- ・文化資源の保護や活動や記録などに活用して欲しい。
- ・具体的な事業内容についても示す必要があるのではないか。
- ・成果がないような事業に使われることが心配である。

【説明の概要】

- ・使途については、文化観光も事業例に挙げている。具体的な使途は、変化するニーズに適切に対応できるよう検討し、年度ごとに予算化してまいります。
- ・宿泊税の使途の検討や効果検証は行政関係者だけではなく宿泊事業者をはじめ外部の関係者も含めて実施する必要があると考えています。

④宿泊税検討の経緯及び手法に関する質問・意見

【質問・意見】

- ・日帰り観光客には負担を求めず、宿泊客のみに負担を求めることは不公平ではないか。
- ・観光財源として宿泊税を妥当とし、制度概要を決めた経緯も納得できない。
- ・特別報償金が200円に対し2.5%ではクレジット手数料や手間を考えると低すぎるのではないか。これらの疑問点や懸念点を解消させてから宿泊税を検討するべきではないか。
- ・検討委員会ではなく、宿泊事業者を集めて議論していく必要があるのではないか。

【説明の概要】

- ・ 宿泊者を対象とした不公平感については、宿泊税の用途として宿泊者や宿泊の魅力向上に繋がるような施策を検討していくことで公平性を保ちたいと考えています。
- ・ クレジット手数料を特別報償金の根拠とすることは他自治体の事例でも認められておらず、難しいと考えており、先行自治体の例や国との事前協議を基に設定しています。
- ・ 宿泊税検討に当たっては検討委員会を設置し、宿泊事業者団体にも参加いただいた上で議論いただいた結果も踏まえ、市の方向性を説明しました。

3. 今後の予定

宿泊税の導入については、事業者や学識経験者等で構成される検討委員会で検討いただき妥当であるという内容の答申が提出されました。伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合、公益社団法人伊勢市観光協会からは宿泊税の導入について前向きな意見書も提出されました。事業者説明会の後も不参加者に対して個々に説明をしており、引き続き丁寧に進めていきます。

宿泊税を活用した用途については、市民生活にも良い影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのために下記の三本柱に基づき取り組みを進めていきます。

1. 来訪者の満足度、受入環境の向上
2. 観光資源の発掘、磨き上げ
3. 持続可能な観光地づくりの推進

また、特別徴収義務者の事務負担軽減に向けた支援を検討しています。

これまでの検討委員会での議論を尊重しつつ、事業者説明会、パブリックコメントや市議会での議論も踏まえ、市の考え方を5月下旬の産業建設委員会及び総務政策委員協議会にお示しする予定です。

伊勢市長
鈴木 健一 殿



宿泊税の導入に関する意見書

伊勢市においても「宿泊税」の導入について検討がなされることにつき、実際に税を徴収するもの、観光振興を担うものとして、下記のとおり意見を提出します。

記

伊勢市は、神宮ご鎮座の街として知られる全国有数の観光地です。来訪者をお迎える観光産業には関連産業も多く、当市の税収に大きく寄与しております。しかしながら、未来に向けた持続可能な観光地を目指すための観光振興財源については、地域の人口減少などの要因により減少していくことが考えられます。この状況にあって市外の外貨を獲得し税収を確保するために積むべき観光予算は、反対に手厚くすべきですが、前記の状況より縮小される可能性も否めない状態にあります。

さて、このように未来に向け持続的に利用できる新たな財源確保を考えていかなければならない状況において、受益者負担として来訪者に一部負担を頂く法定外目的税である「宿泊税」導入に関しては、既に全国各地で導入が進んでおり、当地においても導入の検討が進められております。つきましては、その導入にあたり以下の点につきましてご検討願います。

- ・制度設計に関しては、現場（宿泊事業者及び関係団体）の意見聴取する
- ・徴収された宿泊税は、直接的及び間接的にも既存の施策の置き換えにはしない
- ・宿泊税の利用用途については、事前ヒアリング及び協議する場を持つ
- ・宿泊税利用事業の決定に際しては、旅館組合、観光協会等で組織する民間の宿泊税事業管理組織からの提案事業に関しても、実施もしくは事業費負担等を行う
- ・宿泊税の導入にあたっては、「公平・中立・簡素」の税の原則を遵守する
- ・宿泊事業者には、収税額の一部を徴収奨励金や徴収交付金等で還付する
- ・学生団体の修学旅行、スポーツ大会、文化大会等、減免措置はせず、宿泊財源において何らかのインセンティブを考える
- ・集めた税金を地域に還元するため、三重県の宿泊税導入に関しては反対する

以上、ご検討ください。

伊勢市旅館組合
二見町旅館組合
二見町民宿組合
公益社団法人伊勢市観光協会
(地域 DMO)